

青梅市立若草小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で当事者意識を高めて共有する。いじめ防止のための基本方針として、以下の4つのポイントをあげる。

- ①全ての職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②教職員が児童や学級の様子に気付き、個々の置かれた状況を把握するように努める。
- ③児童一人一人の自己有用感や充足感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめの未然防止・早期発見に向け、教職員の共通理解を図り、校内組織が有効に機能し様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、保護者や地域に対し働きかけを行っていく。

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (2) 「いじめ総合対策」（東京都教育委員会）等を活用し、スクール・カウンセラー（以下SC）等を講師に招聘した校内研修を年間3回実施し、教員のいじめに関する知識と資質の向上に努める。
- (3) 自己有用感や自己肯定感を育むことがいじめの未然防止になるという認識のもとに、誰もが大切にされる学級経営を行うとともに、児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に向けて、発達段階に応じた取組を推進する。
- (4) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。また、いじめに関する授業を年間3回実施し、児童のいじめに対する意識を高めると共に、いじめを許さない、見逃さない環境づくりに努める。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) インターネット等SNSを通して行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を中心に計画的に取り組む。

3 早期発見のための取組みの推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童の些細な変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、以下のような取組を行う。

(1) 日常的な観察

休み時間や放課後に児童と一緒に活動する中などで、児童の様子に目を配る。また、教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

(2) 教育相談の充実

個人面談の機会を活用したり、ＳＣや養護教諭との連携のもとに教育相談を行う時間を設定したりするなど、児童の悩みを個別に聞く機会を設ける。

(3) 相談窓口の周知

ＳＣや養護教諭等による相談窓口について周知する。５年児童に対してＳＣによる全員面接を実施する。

(4) 定期的ないじめ実態アンケートの実施

安心していじめを訴えられるように様式や回収方法等を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するいじめ実態アンケート調査等を実施する。

(5) 保護者、地域、関係諸機関からの情報収集

保護者、地域、関係諸機関からの情報を活用し、早期発見、早期対応を行う。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

(1) 管理職、生活指導主任、保健主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ＳＣ等からなる、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 児童、保護者等からいじめの相談を受けたとき及びいじめの発見・通報を受けた教職員は、直ちにその旨を管理職に報告し、学校長は教育委員会に報告を行う。学校長は学校いじめ対策委員会を開催し、情報共有や関係児童からの聴き取り等を行い、いじめの事実の有無を確認するなど組織的に対応する。

(3) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図っておく。

(4) いじめの加害者や被害者への指導・配慮はもちろんだが、集団として好ましい活動ができるように校内組織を中核として継続して指導する。

(5) 「ふれあい月間等いじめ状況調査」等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に適切に指導を引き継げるようにする。

(6) いじめの早期対応にあたっては校内組織と関係諸機関との迅速な連携を図るために学校支援団体や地域住民等で構成される「学校サポートチーム」を活用する。

5 重大事態への対応

(1) いじめられた児童の安全確保を第一に保護者に事実関係を伝え、児童と保護者に対して支援する。

(2) 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告をする。また青梅市教育委員会が行う調査に協力する。必要に応じて、警察、児童相談所等、関係機関に通報する。

(3) 調査の結果については、いじめられた児童の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

(4) 学校の説明責任や誤った情報が広がらないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

6 家庭や地域、関係機関との連携

(1) いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。

(2) いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、いじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。(東京都いじめ相談ホットライン、２４時間子供ＳＯＳダイヤル等)

(3) いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。

(4) ＰＴＡや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。

(5) 青梅市教育相談所やＳＣ、養護教諭と連携しながら指導を行う。

(6) 校内だけでなく各種団体や専門家、異校種間（中学校、幼稚園、保育園）とも協力して対応する。

7 いじめ総合対策年間計画

月	日	授業	研修	委員会	調査	内 容
4	3		1			校内研修会（いじめの定義、組織対応の徹底、青梅市いじめ防止基本方針の周知）
	15			1		いじめ対策委員会（組織運営、校内いじめ防止基本方針の確認）
	4月中に実施	1				授業「SOSの出し方に関する教育（5，6年）」（特別活動） 「いじめを考えよう（1～4年）」（特別活動） ※27日 セーフティ教室（SNS使用時の注意点について）
5	17			2		いじめ対策委員会（情報共有）
	20					生活指導協議会 ※SC全員面談（5年）
6	17	2				ふれあい月間 思いやり集会（特別活動）
	27			3		いじめ対策委員会（取り組みの進捗確認、情報共有）
	24～				1	アンケート
7	8			4		いじめ対策委員会（アンケート結果への対応）
8	29		2			校内研修（事例研修） ※命の週間8/30～9/8
9	9月中に実施	3				授業「いじめをなくそう」（特別活動） ※6日 道徳授業地区公開講座
	17～				2	アンケート（記名・無記名選択型）
	26			5		いじめ対策委員会（アンケート結果への対応）
10	7			6		いじめ対策委員会（基本方針の見直し、情報共有）
11	11月中に実施	4				ふれあい月間 思いやり集会振り返り（特別活動）
	18～				3	アンケート
	29			7		いじめ対策委員会（アンケート結果への対応）
12	9～13					個人面談
	18					生活指導協議会
			3			校内研修（組織対応に関する事例研修）
1	14			8		いじめ対策委員会（情報共有）
	30					薬物乱用防止教室（6年）
2	2月中に実施	5				授業「いじめ防止に関する授業」（道徳）
	17～				4	アンケート
	27			9		いじめ対策委員会（アンケート結果への対応）
3	10日			10		いじめ対策委員会（基本方針の見直し、取り組みの総括）

※ の月はいじめ防止強化月間を示す。